

国指定蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区
指定計画書（案）

平成17年 月 日

環 境 省

1 指針

(1) 国指定鳥獣保護区の名称

蕪栗沼・周辺水田鳥獣保護区

(2) 国指定鳥獣保護区の区域

町道夜ノ森・牛ヶ塚線と蕪栗沼遊水池囲ぎよう堤（野谷地地区）の交点

を起点とし、同所から町道夜ノ森・牛ヶ塚線を南西進し、町道内谷地六号線との交点に至り、同所から町道内谷地六号線を南進し、町道牛ヶ塚・下谷地線との交点に至り、同所から町道牛ヶ塚・下谷地線を南東進し、県道古川登米線と町道下谷地二号線との交点に至り、同所から町道下谷地二号線を南東進し、町道下谷地一号線との交点に至り、同所から町道下谷地一号線を北西進し、県道古川登米線と町道内谷地一号線との交点に至り、同所から町道内谷地一号線を西進し、町道横須賀土手・舞岳線との交点に至り、同所から町道横須賀土手・舞岳線を西進し、県道古川登米線との交点に至り、同所から県道古川登米線を南東進し、町道北小塩・百々線との交点に至り、同所から町道北小塩・百々線を南進し、県道涌谷田尻線との交点に至り、同所から県道涌谷田尻線を東進し、町道北小牛田荒町線との交点に至り、同所から町道北小牛田荒町線を南進し、田尻川堤防右岸との交点に至り、同所から田尻川堤防右岸を南東進し、町道北小牛田・一簣線との交点に至り、同所から町道北小牛田・一簣線を西進し、町道百々・北小牛田線との交点に至り、同所から町道百々・北小牛田線を北進し、町道加藤堀線との交点に至り、同所から町道加藤堀線を西進し、町道富岡・谷地中線との交点に至り、同所から町道富岡・谷地中線を北進し、田尻川左岸堤防との交点に至り、同所から田尻川左岸堤防を西進し、県道田尻瀬峰線との交点に至り、同所から県道田尻瀬峰線を北西進し、町道通木山崎・御室線との交点に至り、同所から町道通木山崎・御室線を西進し、県道鹿島台高清水線との交点に至り、同所から県道鹿島台高清水線を北進し、町道北部幹線との交点に至り、同所から町道北部幹線を東進し、町道沼部・長沢線との交点に至り、同所から町道沼部・長沢線を北進し、農道沼部農免線との交点に至り、同所から農道沼部農免線を北進し、町道藤田線との交点に至り、同所から町道藤田線を北進し、小山田川

右岸堤防との交点に至り、同所から小山田川右岸堤防を南進し、町道沼崎下沼崎前線との交点に至り、同所から町道沼崎下沼崎前線を南進し、町道中沼崎沼崎前線との交点に至り、同所から町道中沼崎沼崎前線を北進し、蕪栗沼遊水池周囲堤（沼崎地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水池周囲堤（沼崎地区）を東進し、蕪栗沼遊水池囲ぎよう堤（白鳥地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水池囲ぎよう堤（白鳥地区）を南進し、蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（野谷地地区）との交点に至り、同所から蕪栗沼遊水地囲ぎよう堤（野谷地地区）を南東進し、起点に至る線に囲まれた区域

（３）国指定鳥獣保護区の存続期間

平成 17 年 11 月 1 日から平成 27 年 10 月 31 日まで（10 年）

（４）国指定鳥獣保護区の保護に関する指針

国指定鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地の保護区

国指定鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、宮城県の北部に広がる平野に位置し、北上川の支流である旧迫川の氾濫原に形成された自然遊水池の沼及びその周囲の水田地帯である。

このような自然環境を反映して、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ等のガンカモ類の越冬地として全国でも最大級の規模を持つ。特に「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 - レッドデータブック - 鳥類（環境省編）」に記載された準絶滅危惧のマガンは、毎年 2 万羽以上の越冬が確認されている。また、絶滅危惧 B 類のオジロワシの越冬が確認されているほか、絶滅危惧 類のオオタカの生息も確認されている。

このように、当該区域はマガンを始めとする渡り鳥の越冬地、休息地及び採餌の場として利用されていることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

管理方針

- ・鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。
- ・鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視、関係地方公共団体、地元 NGO、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

2 国指定鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 3,061 ha

内訳

ア 形態別内訳

林 野 h a
 農耕地 1,726 ha
 水 面 214 ha
 その他 1,121 ha

イ 所有者別内訳

{	国有林	{	林野庁所管	h a	{	制限林	h a	{	保安林	h a
			文部科学省所管	h a		普通林	h a		砂防指定地	h a
									その他	h a

{	地方公共団体有地	120 ha	{	都道府県有地	20 ha
				市町村有地	100 ha

私有地等 2,727ha

公有水面 214ha

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然環境保全法による地域	ha	自然環境保全地域特別地区	ha
		自然環境保全地域普通地区	ha
自然公園法による地域	ha	特別保護地区	ha
		特別地域	ha
		普通地域	ha
文化財保護法による地域	ha		

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、宮城県の北部に位置し、宮城県栗原市、登米市及び遠田郡田尻町に所在する。

イ 地形、地質等

当該区域は、北上川の河口から約40kmにある旧迫川の氾濫原を、河川改修等によって整備した地域であり、遊水池と水田地帯となっている。

ウ 植物相の概要

当該区域は、蕪栗沼では、アサザ、ヒシ、ハス等の浮遊植物、水際にはマコモ、ヨシ等の抽水植物のほか、ヤナギ類が生育している。

また、湿地帯の白鳥地区では、アサザ、ガガブタ、ミズアオイ、オオアブノメ等の植物の生育が確認されている。

エ 動物相の概要

当該区域は、ガンカモ類では、マガン、オオヒシクイ、オオハクチョウ、マガモ等の渡り鳥の渡来が確認されているほか、カルガモ、オオバンなどの繁殖も確認されている。

猛禽類では、オジロワシの渡来が確認されているほか、オオタカの繁殖も確認されている。

哺乳類では、キツネ、タヌキ、イタチ、ノウサギ、アブラコウモリ、モグラ及びアカネズミの5目6科7種が確認されている。

魚類では、ゼニタナゴ、メダカ等を始め、32種の生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別紙

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域内では、水稻及び転作作物（大豆、牧草）の食害の他、牛の飼料等に活用している稲藁にガンカモ類の糞の混入被害が見られる。

4 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては通常生ずべき損失の補償をする。

5 国指定鳥獣保護区の指定及び維持管理に関する事項

鳥獣保護区用制札	25本
特別保護地区用制札	本
案内板	3基